

面会制限

— 面会緩和のお知らせ —

- ◆ 6/27(月)より、面会禁止の措置を緩和して「面会制限」に変更いたします。

新型コロナウイルス感染症等の県内状況を勘案し変更しました。

面会時間：全日 午後2時～午後5時

※面会の出入口は正面玄関のみです。

◆ 制限中の面会について

- ◎ **必要最低限の面会**のみとしてください。
- ◎ **お二人まで(15分以内)**の面会。
- ◎ **ご家族及びそれに同等する方(高校生以上)**のみ。
- ◎ **風邪症状・発熱・感染症に罹っている可能性**がある方の面会はお断りいたします。

◆ 面会のための手続き等

- ◎ **必ず面会時に次の事を行ってください。**
 - ① **窓口で面会受付** ② **検温** ③ **マスクの着用**
 - ④ **入館許可証** ⑤ **手指消毒(病院・病室出入りの都度)**

◆ その他

- ◎ 正面玄関での洗濯物の受け渡しは終了いたします。
- ◎ 新型コロナウイルスの群馬県の警戒度が2に上がった時点で再度面会禁止となります。